

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の障害等級認定（新規）に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 当審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）45条2項の規定に基づき、令和2年3月27日付けで発行した手帳の交付決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、障害等級を3級と認定した部分について、2級への変更を求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法又は不当を主張し、障害等級を2級に変更することを求めている。

2017年より就労が出来ていない。食事、入浴や洗面、通院など日常生活の多くを他人に手助けしてもらわなければ出来ない。他人につきそわれないと外に出ることが出来ない。体の痛みや精神状態から起き上がれない日がほとんどである。こうした病状から医師は診断書を作成してくださり、少なくとも2級以上に相当するとのお話だった。

診断書内容・病状と大きく異なる等級（3級）であるため、再審査を求めます。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年11月30日	諮問
令和3年1月26日	審議（第51回第4部会）
令和3年2月24日	審議（第52回第4部会）

第6 当審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができることと定め、同条2項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨定めている。
- (2) 法45条2項の規定を受けて、法施行令6条は、1項において、「政令で定める精神障害の状態」は、3項に規定する障害等級に該当する程度のものとし、3項において、障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態については、別紙2の表のとおりと規定し、また2項において、手帳には障害等級を記載するものとしている。
- (3) 法施行令6条3項が定める障害等級の認定に係る精神障害の状

態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」という。）と「能力障害（活動制限）の状態」（以下「活動制限」という。）の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている（「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。））。

また、「精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第45号厚生省保健医療局精神保健課長通知）Ⅱ・8によれば、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄の記入に当たって注意すべき事項として、「日常生活、就学、就労等の場面において、現に援助を受けている状況にある場合にあつては、どのような援助（援助の種類や提供者）をどの程度（援助の量）提供されているかについて具体的に記載すること。」とされている。

法45条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法2条8項の自治事務であるところ（法51条の13第1項参照）、判定基準等の各定めは、手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライン）に当たるものであり、その内容も合理的で妥当なものと解せられる。

そして、処分庁が医師の診断書が添付された申請について、上記判断を行うに当たっては、「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省

保健医療局長通知) に基づき精神保健指定医を選任して審査会を設置し、その審査結果を踏まえて判定を行うものとされている。

- (4) さらに、法45条1項の規定を受けた法施行規則23条2項1号によれば、手帳の交付申請は、医師の診断書を添えて行うこととされているから、本件においても、上記(3)の「総合判定」は、提出された本件診断書により、その記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。

2 次に、本件診断書の記載内容(別紙1参照)を前提に、本件処分における違法又は不当な点の有無について検討する。

(1) 機能障害について

ア 本件診断書において、請求人の主たる精神障害として記載されている「反復性うつ病性障害 ICDコード(F33)」(別紙1・1・(1))は、判定基準によれば、「気分(感情)障害」に該当する。

「気分(感情)障害」による機能障害については、判定基準によれば、「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が障害等級1級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が同2級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」が同3級とされている。

また、留意事項2・(2)によれば、「精神疾患(機能障害)の状態を判断するに当たっては、現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮する。」とされている。

イ 以下、これを前提に、請求人の精神の障害の状態について検討する。

本件診断書の「発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄

には、「推定発病時期」は、2007年（平成19年）頃と記載され、「2007年頃よりうつ症状が出現し、消長していた。2017年1月20日〇〇クリニックを受診し、うつ病と診断され治療が開始された。休職し、実家に帰り、2017年1月～18年5月まで〇〇クリニックに通院していた。2018年5月より2018年10月まで〇〇クリニックに通院していたが以降通院は中断した。2019年11月19日より当院に通院している。」と記載されている（別紙1・3）。

「現在の病状・状態像等」欄は、「抑うつ状態（思考・運動抑制、憂うつ気分、その他（希死念慮））」と、「現在の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄は「気分が滅入り、物事を悲観的に考えやすい。特に他者の言動を被害的、悲観的に考えやすい。不安感、希死念慮が消長している。身体が重く、疲れやすく、一時は全く動くことが出来なかったが、最近では閉居傾向ですが、時に外出することが出来る。身の回りのこともほとんど一人では出来ないが、援助してもらうことでどうにか行なっている。」と記載され（別紙1・4及び同5・(1)）、「検査所見」欄は記載がない（同5・(2)）。

「生活能力の状態の具体的程度、状態像」欄は、「友人と同居し、生活全般の援助を受けて生活している。仕事は休職し、ほぼ閉居している。同居している友人以外との接触もなく、職場との連絡も出来ていない。」と記載されている（別紙1・7）。

そして、「就労状況について」（同）欄及び「備考」欄（別紙1・9）には記載がない。

これらの記載によれば、請求人は、現在、精神疾患である「反復性うつ病性障害」を有し、抑うつ状態に相当する気分（感情）の障害が認められ、思考・運動抑制、憂うつ気分、希死念慮がみられるが、その程度についての具体的な記載がな

い。また、易刺激性・興奮については記載がない。

一方、2018年（平成30年）10月から2019年（令和元年）11月まで、通院を中断していた旨の記述がみられるが（別紙1・3）、通院と治療を再開して本件診断書作成まで1か月程度であり、今後の加療により症状が軽快することも十分予想され、過去2年間の病状を踏まえて今後2年間に予想される病状を見通すと、病状が著しいとまでは判断し難い。

そうすると、請求人の機能障害の状態は、ある程度の抑うつ状態が持続しており、社会生活に一定程度の制限を受けるものの、病状の著しい悪化又は顕著な抑制や激越等の重篤な症状についての記述は見受けられないことからすれば、日常生活において必要とされる基本的な活動まで行えないほど、これらの症状が著しいとまでは認められない。

したがって、判定基準等に照らしてみると、請求人の機能障害の程度は、気分（感情）障害についての障害等級2級の「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」に至っているとはいえず、同3級の「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」に該当すると判断するのが相当である。

(2) 活動制限について

ア 次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書によれば、「日常生活能力の程度」欄は、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。」とされている（別紙1・6・(3)）。留意事項3・(6)の表の障害等級「おおむね1級程度」の区分に「(4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする」とあることから、診断書のこの記載のみに限ってみれば、請求人の活

動制限の程度は、おおむね障害等級 1 級程度の区分に該当し得るといえる。

なお、留意事項 3・(6)によれば、活動制限の程度において、非該当に相当する「普通にできる」とは、「完全・完璧にできる」という意味ではなく、日常生活及び社会生活を行う上で、あえて他者による特別な援助（助言や介助）を要さない程度のものをいい、おおむね障害等級 3 級程度に相当する「日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける」とは、活動や参加において軽度ないしは中等度の問題があり、あえて援助を受けなくとも、自発的に又はおおむね適切に行うことができるが、援助があればより適切に行いうる程度のものをいい、おおむね同 2 級程度に相当する「日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」とは、食事、保清、金銭管理、危機対応に中等度ないしは重度の問題があつて「必要な援助を受けなければできない」程度のものをいい、おおむね同 1 級程度に相当する「日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする」とは、食事、保清、金銭管理、危機対応に重度ないしは完全な問題があり、「常に援助がなければ自ら行い得ない」程度のものをいい、「身の回りのことはほとんどできない」とは、食事、保清、金銭管理、危機対応に完全な問題があり、「援助があつても自ら行い得ない」程度のものをいうとされている。

一方、日常生活あるいは社会生活の具体的な支障の程度について判定する「日常生活能力の判定」欄は、全 8 項目中、おおむね障害等級 3 級程度に相当する「おおむねできるが援助が必要」1 項目、おおむね同 2 級程度に相当する「援助があればできる」が 5 項目、おおむね同 1 級程度に相当する「できない」が 2 項目とされている（別紙 1・6・(2)）。

そして、「生活能力の状態の具体的程度、状態像」欄は「友

人と同居し、生活全般の援助を受けて生活している。仕事は休職し、ほぼ閉居している。同居している友人以外との接触もなく、職場との連絡も出来ていない。」と記載されている（別紙1・7）。しかし、日常生活において、どのような援助（援助の種類）をどの程度（援助の量）提供されているかについての具体的な記載はない。「現在の生活環境」欄は「在宅（家族等と同居）」とされ（別紙1・6・(1)）、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄はなしと記載されている（別紙1・8）。

イ 本件診断書の上記記載からすると、請求人の精神障害に係る活動制限の程度については、「日常生活能力の判定」及び「日常生活能力の程度」欄の評価が重いように見受けられる。

留意事項3・(6)によれば、「日常生活能力の程度」欄における「日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」とは、食事、保清、金銭管理、危機対応に中等度ないしは重度の問題があつて「必要な時には援助を受けなければできない」程度のものをいうとされているところ、必要な時に受けなければならない「援助」に関して、本件診断書においては、日常生活に関し、どのような援助をどの程度受けているかについての具体的記述は見受けられない。そのため、請求人の活動制限について、障害の程度が、上記に述べた「必要な時には援助を受けなければできない」程度まで高度とは判断しがたいものである。

そして、本件診断書の記載全般からすると、請求人は、精神疾患を有してはいるが、障害福祉等サービスを利用せずに通院治療を受けながら、同居する友人の援助を受けて、在宅での生活を維持している状況であると考えられ、社会生活においては一定の制限があり援助を必要としているが、日常生活において必要とされる基本的な活動まで行えないほどの状態とまでは認

められない。

したがって、判定基準等に照らしてみると、請求人の活動制限の程度は、「日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」程度である障害等級２級に相当するものとまでは認めがたく、「日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける」程度である同３級と判断するのが相当である。

(3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判定すると、請求人の障害の程度については、法施行令６条３項の表（別紙２）に照らし、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（障害等級２級）にまで至っているとはいえず、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」（同３級）に該当すると判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記第３のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、障害等級を２級に変更することを求めている。

しかし、障害等級の認定に係る総合判定は、申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づいて客観的になされるべきものであるところ（１・(4)）、本件診断書によれば、請求人の精神障害については、判定基準等に照らして障害等級３級と認定するのが相当である（２・(3)）ことから、請求人の主張に理由はないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や

法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 当審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1及び別紙2 (略)